

総社市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月18日

総社市議会議長 剣 持 堅 吾

総社市議会規則第1号

総社市議会会議規則の一部を改正する規則

総社市議会会議規則（平成17年総社市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表とする。

改 正 後					改 正 前					
(欠席の届出) 第2条 略 <u>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u>					(欠席の届出) 第2条 略					
(欠席の届出) 第91条 略 <u>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u>					(欠席の届出) 第91条 略					
別表（第166条関係）					別表（第166条関係）					
名称		目的		構成員	名称		目的		構成員	招集権者
全員協議会		議員活動及び議会運営等の基本的事項に関する協議等		全議員	総務文教委員会		総務文教常任委員会の所管事項の協議等		総務文教常任委員会委員	総務文教委員会委員長

改正後				改正前			
議会だより編集委員会	議会だよりの編集等に関する協議等	議会だより編集委員会委員	議会だより編集委員会委員長	厚生委員会	厚生常任委員会の所管事項の協議等	厚生常任委員会委員	厚生委員会委員長
				産業水道委員会	産業水道常任委員会の所管事項の協議等	産業水道常任委員会委員	産業水道委員会委員長
				建設消防委員会	建設消防常任委員会の所管事項の協議等	建設消防常任委員会委員	建設消防委員会委員長
				全員協議会	議員活動及び議会運営等の基本的事項に関する協議等	全議員	議長
				議会だより編集委員会	議会だよりの編集等に関する協議等	議会だより編集委員会委員	議会だより編集委員会委員長

附 則

この規則は、平成27年9月18日から施行する。